

平成 29 年 7 月 11 日  
九州地方整備局

◎不誠実な行為を行った下記業者について、3ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社メンテック  
業者の住所：福岡県久留米市合川町422
2. 指名停止措置期間：平成29年7月11日 ～ 平成29年10月10日  
(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、熊本営繕事務所発注の「熊本地方検察庁（29復旧）建築改修その他工事」の入札において、当該事務所が平成29年6月16日、株式会社メンテックを落札者と決定したが、他工事の受注と重なり、当該工事に技術者を配置できなくなったとして、平成29年6月21日に契約を辞退したものである。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる株式会社メンテックが落札者と決定されたにもかかわらず契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
15 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
代表：092-471-6331  
総務部契約課長 富山 昭義（内線 2511）  
（契約課直通：Tel 092-476-3509）  
港湾空港関係  
総務部契約管理官 田中 浩紀（内線 290）  
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）